

日野市告示第143号

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する市税の納期限等の延長について

日野市市税条例（昭和33年4月29日日野市条例第13号。以下「条例」という。）第18条の2第1項（災害等による期限の延長）の規定により、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長することについて、条例第18条の2第2項の規定に基づき告示する。

平成30年7月25日

日野市長 大坪 冬彦

下記の税目について、市税の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事業所の所在地を含む。））が、次に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該市税の納期限等が平成30年7月5日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

<対象税目>

個人市民税・法人市民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税

<指定地域>

都道府県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市